

県内流行期・大規模流行期

6B

社会的・経済的機能の破綻を回避する対応をすべき時期

定義

県内で大きな集団発生が見られ、さらに感染が急速に拡大し大流行に至った時期

基本的方向性

パンデミック期に至った場合は、「緊急事態宣言」を行う。

国が国民、関係者に対し、社会活動の制限に関する勧告・周知を実施した場合、範囲と期間を限定し、公共交通機関の運行縮小や企業等の営業活動の自粛を要請する。

なお、これらの措置にも関わらず、感染のまん延を防止できないときは、国・市町村及び事業者等と協議し、公共交通機関の運行停止、企業等の事業活動の抑制等の措置を検討する。

主な対策

- (1) 新型インフルエンザサーベイランス体制の見直し
- (2) 情報提供体制の維持
- (3) 医療に必要な物資の確保、効果的な活用
- (4) 相談、検査体制の継続
- (5) 医療体制の確保
- (6) 防疫体制の強化
- (7) 公共交通機関・ライフラインの機能確保
- (8) 社会活動等の自粛、企業活動等の抑制
- (9) 食糧・生活必需品の確保・配給
- (10) 住民生活の安全・安心の確保
- (11) 遺体安置所の設置

厚生労働大臣の「非常事態宣言」(国内対策強化宣言)

発令済みであることが考えられる。

指定感染症の対策の緩和

入院への対応等を弾力的に実施できるようにするため、入院措置の実施を中止する。

本部長の「緊急事態宣言」(県内の新型インフルエンザパンデミックの宣言)

本部長は、感染が危機的に拡大した状況の中で、社会的・経済的機能の破綻回避を図るため、範囲と期間を限定した公共交通機関の運行縮小や企業等の事業活動の自粛の要請を講ずることに対して、県民、事業者に協力を訴える。

なお、「緊急事態宣言」の実施にあたっては、法令に即した実施及び廃止の基準を明確にする。

青森県新型インフルエンザ対策行動計画の見直し

対策の評価を行い、国の「新型インフルエンザ対策行動計画」の見直し状況を勘案し、必要に応じて青森県新型インフルエンザ対策行動計画を見直す。

新型インフルエンザサーベイランス体制の見直し

1．発生動向調査の見直し

患者定点、病原体定点からの報告について見直し(中止を含む。以下同じ)を行う。

〔健康福祉部〕

指定医療機関からの新型インフルエンザ患者(疑い患者を含む。)の発生報告は可能な限り継続する。〔健康福祉部〕

クラスターサーベイランスを中止する。〔健康福祉部〕

症候群サーベイランスを中止する。〔健康福祉部〕

2．学校におけるインフルエンザ様疾患発生報告の見直し

インフルエンザ様疾患発生報告の見直し(中止を含む。以下同じ)を行う。〔教育委員会、総務部、健康福祉部〕

各公立学校・私立学校から県・市町村教育委員会へ報告される児童・生徒の罹患者・欠席者の数及び学校・学級閉鎖の状況についての情報の収集、分析体制の見直し(中止を含む。)を行う。〔教育委員会、総務部、健康福祉部〕

3．国等からの速やかな情報収集

国、国立感染症研究所等から、症例定義の決定情報のほか感染経路、症状などの詳細な情報を入手・分析し、必要に応じて各医療機関等に周知する。〔健康福祉部〕

新型インフルエンザ関連情報を把握し、症例定義の決定情報などの情報収集に努める。〔健康福祉部〕

情報提供体制の維持

1．県民への情報提供

厚生労働大臣の非常事態宣言を受けて、県の対策強化を表明するとともに、県民に対し、以下の措置等を行う。〔健康福祉部、教育委員会、総務部、企画政策部、各局〕

大規模施設や興行施設等不特定多数の集まる活動について、原則すべての活動の自粛を勧告すること。

すべての学校及び通所施設等について、臨時休業を行うよう各設置者に対して要請すること。

事業所や福祉施設等に対し、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨すること。また、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診を勧告すること。

県民に対し、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨すること。

県民に対し、次の点に関する最新の情報を提供する。

国内及び県内の発生状況、感染予防策、相談体制等に関する情報〔健康福祉部、企画政策部、関係部局〕

食料・生活必需品等に関する情報〔商工労働部、農林水産部、企画政策部、関係部局〕

公共交通機関及びライフラインなど社会機能の維持に関する情報〔商工労働部、県土整備部、企画政策部、関係部局〕

2. 関係機関への情報提供の継続

県医師会、市町村、保健所等の関係機関に対し、国内及び県内の発生状況や感染予防策、相談体制等について情報提供する。〔健康福祉部〕

県医師会、市町村、保健所等の関係機関に対し、次の点について周知する。〔健康福祉部〕

患者定点、病原体定点からの報告について見直し後の措置

クラスターサーベイランス、症候群サーベイランスの中止

学校におけるインフルエンザ様疾患発生報告の見直し後の措置

医療に必要な物資の確保、効果的な活用	
--------------------	--

1. 抗インフルエンザ薬の投与

国の要請に基づき、各医療機関等に対し、患者と接触にあたった医療従事者及び社会機能維持者に対する抗インフルエンザ薬の予防投与の措置を中止するよう要請する。〔健康福祉部〕

未発生期において策定した使用計画を見直すとともに、抗インフルエンザ薬の確保に努める。〔健康福祉部〕

抗インフルエンザ薬の不足が生じていることを確認した場合、国への供給依頼を行う。〔健康福祉部〕

各医療機関等に対し、新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）以外には、抗インフルエンザ薬を使用しないよう依頼する。〔健康福祉部〕

2. 新型インフルエンザワクチンの接種体制

国の要請に基づき、接種場所、接種医及び接種器具等の確保に努める。〔健康福祉部〕

未発生期において策定した接種計画に基づき、次の状況に応じ、対応する。〔健康福祉部〕

< 新型インフルエンザワクチンが薬事承認されていない場合 >

緊急的な措置として行われる、医療従事者及び社会機能維持者等を対象としたプロトタイプワクチン接種の具体化を図るとともに、安全性・有効性を含めた動向について留意する。

< 新型インフルエンザワクチンが薬事承認されている場合 >

パンデミックワクチンの供給がなされるまでの間、状況に応じ、医療従事者及び社会機能維持者等を対象としたプロトタイプワクチンの具体化を図るとともに、パンデミックワクチン製造され次第、接種計画に基づき、接種を開始する。

ワクチンの接種に伴い、ワクチンの有効性、副反応等についての情報を収集する。

3. 医療資器材等の確保

医療行為のほか、疫学調査、患者搬送、防疫作業の際に、従事者が感染することを防止するため、必要となる資材（新型インフルエンザに対する高感度検査キット、マスク、感染防護衣、消毒薬等）の確保に努める。〔健康福祉部〕

各医療機関等に対し、引き続き、医療資器材等の確保について協力を求める。〔健康福祉部〕

各医療機関等に対し、新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）との接触に際し、確保した医療資器材等を活用し、十分な感染予防策を講じて対応するよう引き続き周知する。〔健康福祉部〕

各医療機関等に対し、医療資器材等が不足するような場合には、標準予防策等の徹底により感染予防を図るよう周知する。〔健康福祉部〕

相談、検査体制の継続	
------------	--

1. 相談

市町村の協力を得て、健康や生活福祉に関する電話相談体制を継続する。〔健康福祉部〕

2. 検査

環境保健センターにおけるサーベイランスのための検査は継続する。〔健康福祉部〕

医療体制の確保	
---------	--

1. 患者の治療

医療機関等の関係機関に対し、以下の内容を周知徹底する。〔健康福祉部〕

新型インフルエンザ患者の入院措置の緩和に伴い、すべての医療機関において診断・治療を行うとともに、入院治療は重症患者に行うこととする。

新型インフルエンザ患者疑いと診断された者に、発症48時間以内に抗インフルエンザ薬により治療をおこなうこととする。

抗インフルエンザ薬使用治療の優先順位を下記のとおりとする。

- 1 新型インフルエンザ入院患者の治療
- 2 罹患している医療従事者及び社会機能維持者の治療
- 3 罹患している医学的にハイリスク群の治療
- 4 児童、高齢者
- 5 一般の外来者

2. 外来医療の確保

原則として、すべての医療機関において、新型インフルエンザ患者・疑い患者の診断・治療を行う。〔健康福祉部〕

3. 入院医療の確保

患者の隔離を行わない。〔健康福祉部〕

協力医療機関に対して、新型インフルエンザの入院患者の受け入れを行うよう引き続き要請する。〔健康福祉部〕

入院患者数、病床利用率の状況を確認し、病床の不足が予想される場合には、国内発生期において作成したリストの中から患者の収容を行う大型施設において入院患者の対応を行えるような体制を整備する。〔健康福祉部〕

入所施設等において集団感染が発生した場合の医療提供の手段を確保する。〔健康福祉部〕

4. 医療従事者の確保

各医療機関等に対し、感染、発病等により医療従事者が不足した場合、他の医療機関へ応援を求めるほか、現在従事していない有資格者等の活用を図るよう引き続き要

請する。〔健康福祉部〕

患者の収容を行う大型施設の医療従事者等については、県医師会等の協力を得るとともに、現在従事していない有資格者等の活用により確保を図る。〔健康福祉部〕

5．患者搬送体制等の確保

新型インフルエンザによる重症患者が多数発生する場合や病床確保のための医療機関の変更が必要になる場合に備え、新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）の搬送体制の確保を継続する。〔健康福祉部、総務部〕

6．その他

国からヒト - ヒト感染の新型インフルエンザに対する症例定義の変更が示された場合には、速やかに関係機関に確実に周知する。〔健康福祉部〕

県内発生・小流行期において検討した、特殊医療・高度専門医療を行う病院など、新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）の一般外来及び入院に対応しない病院の確保を図る。〔健康福祉部〕

患者を収容する大型施設における医療従事者等の確保の状況等について確認する。
〔健康福祉部〕

防疫体制の強化	
---------	--

1．まん延防止対策の徹底

感染症法に基づく患者への措置（入院、治療方針、積極的疫学調査^()等）、患者の接触者への対応（接触者の範囲の特定、外出自粛要請、健康管理の実施、有症時の対応指導等）を実施する。〔健康福祉部〕

関係都道府県に対し、発生状況について速やかに情報提供し、感染症法に基づく必要な対策を取るよう要請する。〔健康福祉部〕

病院・高齢者施設等基礎疾患を有する者が集まる施設、行刑施設^()・基地（多数の者が居住）等に対し、各施設における感染予防策を徹底するよう要請する。〔健康福祉部、関係部局〕

学校や高齢者施設等の社会福祉施設等に対し、標準予防策等により感染予防を徹底するよう要請する。〔健康福祉部、教育委員会、総務部、関係部局〕

積極的疫学調査の実施に関し、関係都道府県との連携を図る。〔健康福祉部〕

2．水際対策の強化

新型インフルエンザ発生国・地域からの入国者に対し、検疫所が行う措置の実施に協力するとともに、必要な調査を実施する。〔健康福祉部〕

海外から直接に、または国内の国際空港・国際港湾を経由して、本県に向かう航空機・船舶等から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいるとの連絡を受けた場合に備え、防疫措置、疫学調査、隔離・停留について、検疫所・地元自治体その他関係機関との連携を確認・強化する。〔健康福祉部、県土整備部〕

県民に対し、新型インフルエンザ発生国・地域への渡航及び滞在について、WHOの域内感染地域指定や渡航延期勧告、対象国の措置、及び主要国の対応などを考慮に入れつつ総合的に判断して、適切な渡航情報を提供する。〔企画政策部、健康福祉部、文化観光部、県土整備部〕

県民に対し、不要不急の出国を自粛するよう呼びかける。〔健康福祉部、文化観光部、県土整備部〕

新型インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）に出国延期を勧告する。〔健康福祉部、文化観光部、県土整備部、関係部局〕

海外渡航の前提となる旅券の発給申請者に対し、適切な渡航情報を提供する。〔健康福祉部、文化観光部〕

海外から本県に一時的に滞在する外国人等に対し、国内及び県内での発生状況を周知し、個人レベルでの感染予防対策、有症時の対応を徹底させる。〔企画政策部、健康福祉部、文化観光部、県土整備部〕

学校に対し、新型インフルエンザ発生国・地域への留學生徒がいる場合には、その者に対して感染予防策を講じさせるように周知する。〔教育委員会、総務部、健康福祉部〕

公共交通機関・ライフラインの機能確保

1. 公共交通機関・ライフラインの機能確保

公共交通機関及び電気・ガス・水道などのライフライン従事者等が新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）になるなどし、その機能の確保が困難と想定される場合には、これらライフライン事業者の協力を得て、その機能の確保に努める。〔商工労働部、県土整備部〕

公共交通機関及び電気・ガス・水道などのライフライン事業者に対し、その従事者での新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）などの発生状況の報告を求める。〔商工労働部、県土整備部、健康福祉部〕

2. 公共交通機関の運行縮小要請

ヒトの移動や集合に伴う感染の機会を減少させるため、公共交通機関事業者と協議の上、必要に応じて、区間と期間を限定して、公共交通機関の運行縮小を要請する。

〔県土整備部、健康福祉部〕

ライフライン事業者や医療機関等の開設者等に対し、公共交通機関の運行縮小が実施されている間、要員の輸送手段を確保することに努めるよう要請する。〔商工労働部、県土整備部、健康福祉部〕

社会活動等の自粛、企業活動等の抑制	
-------------------	--

国が国民、関係者への勧告・周知を実施した場合、以下の措置を行う。

1. 社会活動等の自粛の要請

大規模施設や興業施設等不特定多数の集まる活動について、原則すべての活動の自粛を要請する。〔関係部局〕

2. 事業等の事業活動の自粛要請

県民及び事業者に対し、社会的・経済的機能の低下による影響を最小限にとどめるため、電気、ガス、水道その他資源の使用を抑制するよう協力を要請する。〔関係部局〕

事業所、福祉施設等に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤を停止し及び当該従業員の受診を勧奨するよう要請する。〔健康福祉部、関係部局〕

3. 学校等の臨時休業等の要請

すべての学校及び通所施設等について、臨時休業を行うよう各設置者に対して要請する。〔健康福祉部、教育委員会、総務部、関係部局〕

4. ごみの排出抑制

県民及び事業者等に対し、市町村等と連携してごみの減量化を要請する。また、市町村等が行うごみ収集等については、市町村等と連携してその機能確保に努める。〔環境生活部、関係部局〕

5. その他

県民に対し、マスクの着用、うがい・手洗いを励行するよう勧奨し、外出自粛を要請する。〔健康福祉部、関係部局〕

事業所、福祉施設等に対し、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨する。〔健康福祉部〕

食糧・生活必需品の確保・配給	
----------------	--

食糧生産者や食糧流通関係者等が新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）になるなどし、食糧・生活必需品の確保が困難と想定される場合には、関係業界団体等の協力を得て、食糧・生活必需品の確保に努める。〔商工労働部、農林水産部、関係部局〕

食糧・生活必需品の流通段階での取引量を把握し、県民に対してその情報を提供する。〔商工労働部、農林水産部、企画政策部、関係部局〕

住民生活の安全・安心の確保	
---------------	--

1．住民生活の安全・安心の確保

社会的・経済的機能の低下に伴う治安の悪化が懸念される場合、住民生活の安全・安心を確保するため、市町村、地域の住民団体及びボランティア団体等と連携して、地域住民による自主的な防犯活動等を支援する。〔警察本部、総務部、環境生活部〕

2．在宅療養者等への支援

在宅療養者（児童・高齢者・障害者等を含む。以下同じ。）等の生活支援（見回り、往診・訪問看護、食事提供、生活必需品の配給）、搬送、自宅死亡者等に関して、市町村、地域の住民団体及びボランティア団体等と連携して対応する。〔健康福祉部、総務部、環境生活部、関係部局〕

介助者がいない児童・高齢者・障害者等を早急に把握し、必要に応じて可能な支援を行う。〔健康福祉部〕

遺体安置所の設置	
----------	--

死亡者が増加した場合、火葬場の事業主に対し、火葬場の焼却能力増加を引き続き要請する。〔健康福祉部〕

火葬場の焼却能力の限界を超えた場合、遺体を一時的に安置するため、県内発生期

- ・小流行期において検討した一時的遺体安置所として使用する場所を活用する。〔健康福祉部〕